

令和 6 年度 上越市立雄志中学校いじめ防止基本方針

この「上越市立雄志中学校いじめ防止基本方針（以下「雄志中基本方針」という。）」は、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号以下「法」という。）」第 13 条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはいつでも、どの生徒にも、どの学校にも発生する可能性がある。そのことを踏まえ、各教科、特別活動などをはじめとする、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いかなる理由があってもいじめは許されない」ことの重要性を理解させていくことが大切である。そのために、学校は、日常の観察を大切に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めなければならない。また、家庭や地域社会とも連携して取り組むことが大切である。

＜いじめの定義（「法」第 2 条より）＞

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的、形式的ではなく、いじめを受けたとされる生徒の立場に立って判断する。また、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを「いじめ類似行為」とする。「いじめ類似行為」についても「いじめ」と同様に扱うこととする。

＜いじめ類似行為の定義（「法」第 2 条第 2 項より）＞

いじめ類似行為とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性※の高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

＜具体的ないじめの態様の例（「上越市いじめ防止基本方針」より）＞

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

＜いじめ類似行為の例（「新潟県いじめ等の対策に関する条例」より）＞

- ・SNS 等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時にいやな思いをする可能性が高い場合

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を柱に、計画的かつ継続的に行う。

- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ P D C A サイクルによる職員学校評価（前期、後期）を活用し、学校の実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図り、いじめに対する意識の高揚といじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置および取組

① 設置の目的

「法」第 22 条を受け、本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「生徒指導部会（いじめ・不登校対策委員会）」によるいじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部、養護教諭、スクールカウンセラー

③ 役割内容

- ア いじめ未然防止に向け、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの解消に向けて、組織的に対応するための中核としての役割
- ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- エ 生徒の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集、記録し共有を行う役割

(4) 保護者・地域との連携

① 保護者との連携

- ア 学校だよりなどをとおして、いじめ問題解決の重要性の認識を広めると共に、家庭との連携を密にする。
- イ いじめの理解やインターネット利用などに関する説明会や講演会等を企画・実施する。
- ウ 我が子の前で他の生徒を批判するなど、いじめを誘発・助長する可能性があるような言動をしないよう要請する。

<家庭におけるチェックポイント>

※ 参考 新潟県教育委員会「学校・家庭地域が連携して子どもたちを見守りましょう！」

1	これまで関心のあったことに対する興味がなくなった。
2	物事に集中できなくなった。
3	成績が急に落ちた。
4	簡単にできていたことができなくなった。
5	不安やイライラが増えて落ち着きがなくなった。
6	やる気がなくなったり、投げやりな態度が目立つようになったりした。
7	元気がなく、ぼんやりしていることが多くなった。
8	不自然なほど明るく振る舞ったり、気をつかったりするようになった。
9	自分を傷つける行為を行うようになった。
10	不眠、食欲不振、過食、体重減少、だるさなどの体の不調が続いている。
11	朝、起きられなくなったり、学校に行きたくなくなったりした。
12	友達との付き合いを避けたり、一人でいたりすることが多くなった。
13	外出をしなくなったり、引きこもりがちになったりした。
14	無断外出したり、帰宅が遅くなったりするようになった。
15	他人や動物をいじめるようになった。
16	事故につながる行動をたびたび起こすようになった。
17	突然悲しくなって涙が出たり、声を出したりすることが多くなった。
18	長い間会っていなかった人に、突然会いに行ったり電話をかけたりした。
19	大切にしていたものを、人にあげたり処分したりした。
20	「死にたい」などの言葉を、書いたり口にしたりすることが多くなった。

② 地域との連携

- ア 学校だよりや学校運営協議会、地域における会議などにおいて、学校の基本方針やいじめの防止等に関する取組などについて説明し、紹介する。
- イ 雄志中学校区青少年育成会議と連携し、地域の行事に積極的に参加することなどを通じて、地

域に関わる機会の充実を図る。

(5) 関係機関等の連携

- ① 警察署、児童相談所、上越市教育委員会、J A S T、上越市こども・子育て部こども家庭センター、民生児童委員等との連携
- ② 雄志中学校区の各小学校との連携

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 道徳教育、人権教育、同和教育の充実
- ② 教育活動全体における社会性の育成
- ③ いじめ見逃しゼロスクール運動や心の輪をつくる会など、生徒の主体的な活動の充実
- ④ 生徒会オリエンテーションや学級活動等における中 1 ギャップ解消の取組
- ⑤ 職員間の連携・情報交換

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 生活ノートや自主学習ノートの点検
- ② インターネット関連のトラブルやいじめを含めた定期的なアンケート（記名、無記名）の実施
 - ア 毎週 1 回の学校生活アンケート
 - イ 毎月 1 回の月末アンケート
 - ウ 1, 2 学期各 1 回の教育相談アンケート
 - エ 1, 2 学期各 1 回の学校評価アンケート
 - オ 毎学期各 1 回の無記名アンケート
- ③ 教育相談の充実
 - ア 5 月、10 月の定期教育相談（全生徒対象）
 - イ アンケートに基づく相談（該当生徒対象）
 - ウ チャンス相談（該当生徒対象）
 - エ スクールカウンセラーによる相談（該当生徒対象）

④ 日常の生徒の見取り

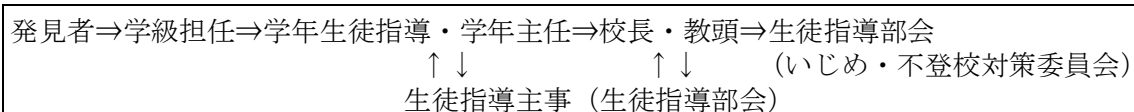
＜いじめ発見チェックポイント＞ ※ 参考「新潟県いじめ等防止のための資料集」

休み時間	1 おどおどした様子で友達についていく。
	2 笑わない。作り笑が多い。
	3 服が汚れている。ボタンがとれている
部活動・委員会	4 活動の準備や後片付けを押しつけられる。
	5 「声が小さい」「足が遅い」などと非難される。
	6 欠席や早退をしたがる。
給食時間	7 グループ分けて、仲間に入れてもらえない。一人で離れて活動する。
	8 特定の生徒に盛りつけをしない。あるいは、わざと多く盛り付ける。
	9 机を寄せて席をつくろうとしない。グループを作る際に机を離される。
放課後及び下校時	10 笑顔がなく、黙って食べている。
	11 下校が早い。あるいは、いつまでも学校に残っている。
	12 他の人の荷物を持たされる。
日々の学級の様子	13 靴や持ち物が紛失する。
	14 生活のルールが守られていない。
	15 授業中の誤答に対する冷やかしかや、ばかにした態度が見られる。
	16 生徒同士があだ名で呼び合う。
	17 学級のリーダーが固定化している。

(3) いじめへの対応のための取組

- ① 組織的な状況調査（アンケート、複数教師による聞き取り等）
 - ・ いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守り通す、秘密を守る。
- ② 被害生徒への対応、支援（教師による見守り、安全な場所の確保等）
 - ・ いじめが解消されていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守る。
- ③ 加害生徒への指導（複数教師による聞き取り、別室学習、登校禁止措置等）
 - ・ 事案や状況によっては、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもある。
- ④ 被害生徒保護者への対応（家庭訪問による事実の報告、生徒の見守り依頼、対応の協議等）
- ⑤ 加害生徒保護者への対応（学校召喚による事実及び指導内容の報告、生徒の見守り依頼、謝罪・和解の場や方法の協議、指導の協力依頼等）
- ⑥ その他の生徒への対応（いじめの構図の確認、いじめの未然防止に向けた指導等）
- ⑦ 教育委員会への報告

(4) 報告・連絡・相談体制



3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
ア 自殺を企図した場合
イ 身体に重大な傷害を負った場合
ウ 金品に重大な被害を被った場合
エ 精神性の疾患を発症した場合
など、生徒の状況に着目して判断する。
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（年間 30 日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合など、事案や被害生徒の状況を十分考慮して判断する。）

(2) 重大事態発生時の対応

直ちに初期調査を行い、その結果を教育委員会に報告し、指導・助言を受けるとともに、調査結果を保護者に報告する。

- ① 学校が調査主体となった場合の対応
ア 組織で調査する体制を整え、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先する。
イ いじめを受けた生徒およびその保護者に対して情報を提供する。
ウ 調査結果を教育委員会に報告する。
エ 教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者が調査対象となった場合の対応
ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。
イ 調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

4 いじめ解消の判断

次の 2 つの要件が満たされたことによって解消とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- (1) いじめに係る行為が 3 か月間止んでいること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると学校長が判断した場合は、より長期の期間を設定する。
- (2) 被害生徒本人およびその保護者が心身の苦痛を感じていないこと。